

岡山県立勝山高等学校 蒜山校地 いじめ防止基本方針

令和5年4月 改定

いじめに関する現状と課題

・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に従い、4月現在、本校が昨年度の状況として把握しているいじめ認知件数は0件であった。以前は、人間関係力のスキルが低い生徒が多く、そのため自分にとって本意でない言動に対し「いじめ」であると受け取る生徒も存在していた。令和3年度は、SNSによるトラブルもあったが、その後継続的ではない。令和4年度はいじめの訴えはなかったが、友人関係でグループができ、互いの心が解らず対立する事案が起きた。SNSの利用が拍車をかけた形であり、現実には継続していないが、引き続きの関わりや指導が必要である。このような現状を踏まえ、生徒一人ひとりを大切にするとともに、個々の人間関係力の向上を図ることが必要である。

いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

・「いじめ」は絶対に許さないという精神のもと、「いじめ防止」のための必要な措置(生徒へのアンケートや教員研修等)を計画的に講じる。また、「いじめ」が疑われる場合は早急かつ慎重に「いじめ」の有無を確認し、「いじめ」があった場合は、被害生徒及びその保護者への支援や、加害生徒への指導・助言を「いじめ」が無くなるまで継続的に行う。さらに「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、所轄警察署と連携し、適切な援助を求める。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての生徒に起こりうることを前提とし、保護者懇談や電話による相談等においても些細な兆しを見逃さず、「いじめ」の可能性を排除しないように注意して指導する。 ・保護者へのアンケートの中でも「いじめ」に関することを設け、情報を得るための手段とする。 ・本校の多くの生徒が地域住民の一人であることを踏まえ、地域の声にも耳を傾け、学校として地域から情報を提供していただけるような関係作りに努める。 ・「いじめ」が起こった場合には関係保護者へ指導・助言を行うとともに、地域有識者からの助言にも耳を傾けたり、場合によっては対応協議にも参画を依頼する。 ・事後についても継続的に経過観察を行う中で保護者からの聞き取り調査を実施する。 	<p style="text-align: center;">い じ め 対 策 委 員 会</p> <p><対策委員会の役割> 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口発生したいじめへの対応</p> <p><対策委員会の開催時期> 年2回程度 臨時の場合は随時</p> <p><対策委員会の内容の職員への伝達> 職員朝礼や直近の職員会議で周知徹底する</p> <p><構成メンバー【()内は臨時の場合】></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内 <ul style="list-style-type: none"> 校長 副校長 指導教諭 生徒課長 学年代表 養護教諭 特別支援コーディネーター 人権道徳教育係 (相談保健係) (該当担任) ・校外(事案による) <ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー PTA代表 スクールサポーター <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止の観点では、警察署やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの方から指導助言をいただき、教員個々のスキルアップを目指す。 ・事案発生後は事案に応じて早急に関係機関に相談し、適切に対応する。 ・特に犯罪が疑われる場合は所轄警察署に早急に相談するとともに、対応について指導・助言をいただく。 ・被害生徒・加害生徒ともに必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる面談等を紹介する。

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な「いじめ防止」に関する啓発活動(集会での注意・HRでの担任指導・ポスター掲示等)を行う。 ・人権に係わる生徒対象講演会(年1回)を開催する。 ・授業規律を確立する。 ・生徒が主体的に取り組むことができるような授業作りや集団作りをする。 ・人間としての在り方・生き方について自覚を深めるとともに、互いに認め合える人間関係力を向上させる。 ・HR活動・生徒会活動・学校行事等あらゆる活動を通して望ましい交友関係を形成させる。 ・生徒へのアンケート調査を実施する。 ・保護者へのアンケート調査を実施する。 ・教職員の言動に起因するいじめを根絶し、生徒を傷つけない言動を心がける。
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に面談を計画・実施し、個々の面談の中での聞き取り調査やアンケート調査を行い、得られた情報は学年団で共有する。(教務課による面談週間の設定) ・家庭と学校との意思疎通が図りやすい関係を築くとともに、保護者へのアンケート調査を実施する。 ・日常的な学校生活での観察を行う。 ・教育相談の充実等いじめの実態把握をしやすい環境作りに努める。 ・スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターによる定期的な授業観察等を実施し、情報交換を行う。 ・「Stand by」を活用し、安心して相談ができる環境をつくり、早期に対応する。
③ い じ め へ の 対 処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会を中心に、教職員全員の共通理解・保護者の協力・関係機関及び専門機関との連携のもと早急かつ慎重に対応する。 ・被害生徒を組織的に守り通すとともに、被害生徒及び保護者に対して継続的に支援を行う。 ・加害生徒の人格の成長を促す機会として捉え、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。 ・加害生徒の保護者への助言を継続的に行う。 ・適切に外部専門家の助言を受ける。 ・犯罪が疑われる場合等重大な事案に対しては早急に所轄警察署等と連携を図り、指導・助言をいただく。